

面会交流とADR における支援活動：一般社団法人びじっとを例として

入江，秀晃
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/7329602>

出版情報：法政研究. 91 (3), pp.69-90, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



面会交流と ADR における支援活動

——一般社団法人びじっとを例として——

入 江 秀 晃

はじめに

1. 研究の背景

- 1.1 共同親権の法定と面会交流支援団体の重要性
- 1.2 面会交流支援団体が ADR 団体を併設している意義
- 1.3 面会交流・面会交流支援とは何か
- 1.4 面会交流への批判と無理解、あるべき方向性

2. びじっとの概要

- 2.1 びじっとの沿革
- 2.2 びじっとの活動内容
- 2.3 びじっとの活動実績

3. 日本における ADR の現在と ADR くりあ

- 3.1 日本における ADR
- 3.2 ADR くりあ

4. びじっとと ADR くりあの今後

- 4.1 びじっとグループ構想
- 4.2 団体としての成熟に向けて

おわりに

はじめに

本稿では、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、びじっと）の面会交流支援事業及びADR事業に関する活動実態の現状と課題について述べる。

筆者は、びじっとの中心メンバーとの交流を持ち、面会交流支援の体験もさせていただき、インタビューに協力を得た。⁽¹⁾その意味では参与観察と言えるが、本稿は、ミクロな観察結果の詳細な報告ではなく、活動の現状と課題についての概略的紹介を行う。本稿は、面会交流と調停の関係について既に公表した論考と若干重複するが、既報が家裁を含めた一般的な考察を目的とする内容であるのに対して、本稿ではびじっとという具体的な組織に即して検討を加える。

結論を先取りして述べれば、2007年に設立したびじっとは、1993年に設立され先行していた公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC：Family Problems Information Center、以下FPIC）⁽⁴⁾の活動に学びながらも、対照的な組織特性を持っている。最も顕著には、FPICが家庭裁判所調査官OBなど専門家集団であるのに対して、びじっとは離婚経験者という当事者性のある集団を元に発展したという特徴が挙げられる。メンバーの年齢が相対的に若い点もICT等新しい技術の活用に関和的であり、びじっとが設立した認証ADR機関・ADRくりあではODRへの積極的な取り組みが行われることとなった。また、面会交流支援団体が行うADR手続として、面会交流支援現場と紛争解決手続の連携についての道筋も見えてきたという成果もある。組織運営上等で確かに課題もあるが、当事者による当事者のためのいわばピアサポート的な支援の形が、様々な専門性の取り入れの継続的な努力と

(1) 法務省等では、近年親子交流という用語を面会交流に変わって用いるようになったが、民法の条文には残っており（766条）、祖父母など親子以外との交流も含むより広い概念であるとも考えられる。本稿では基本的には面会交流の用語を用い、資料固有の名称や、サービス名などの場合に親子交流の用語を用いる。

(2) びじっと代表理事の古市理奈氏、理事でADR事業担当の阿部マリ氏、総務部長古川玲子氏には格段の協力を得た。（以下、敬称略）

(3) 入江秀晃「面会交流と調停」月報司法書士601号（2022年）7-16頁。

(4) FPICの前身の東京ファミリーカウンセラー協会は1987年に設立された。FPICの面会交流事業は1994年に試行的に開始された。FPICがADR認証団体となったのは2009年、公益社団法人となったのは2011年。棚村政行『親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書』（商事法務・2011年）。

ともに、設立から17年の実践とともに成熟を見ている。共同親権、共同養育を前提とする新しい子育てに関するビジョンを具体的に考えるとともに、社会制度整備を考える上でも重要な要素をデザインするヒントを与えてくれるように思われる。

1. 研究の背景

1.1 共同親権の法定と面会交流支援団体の重要性

2024年5月24日に公布された改正民法では遂に共同親権が法定された。単独親権と共同親権のいずれかを選択できるという立法であり、欧米等における共同親権とは異なる内容ではあるが、戦後日本家族法の大改正であることは疑いがない。法制審議会でも、参議院、衆議院でもそれぞれ大きな議論がなされた。報道においては共同親権制度運用に伴う危険性についても大きく取り上げられた。

同法では、離婚時に共同親権を選択できるというだけでなく、すでに離婚手続が完了している場合にも共同親権を請求できることとなった。同法は、親の責務（817条の12）、親子の交流に関して家庭裁判所への申立てが可能となることの明確化（817条の13）についても規定された。最高裁判所で否定された祖父母との面会交流に関する規定（766条の2）も新たに整備された。面会交流と養育費の規定が加わった2012年の民法改正や、2014年のハーグ子の奪取条約批准などで既に離婚後も別居親が子育てに関わる方向性で裁判所の実務は運用されてきたが、今般の法改正で新たな一步を踏み出すこととなった。今回の民法改正に先立つ法制審議会の答申では、付帯決議が宣言され、家庭裁判所及び行政や福祉の充実などを含む社会的なシステム整備の必要性に言及された⁽⁵⁾。また、衆議院と参議院においても、法制審議会よりもさらに具体的な付帯決議がそれぞれ行われている⁽⁶⁾。衆議院と参議院の両方の付帯決議において、適切な面会交流の実現⁽⁷⁾、ADRの利便性の向上についての

(5) 法制審議会家族法制部会「家族法制の見直しに関する要綱案」（2024年1月30日）https://www.moj.go.jp/shingil/shingil04900001_00238.html（Webサイトへのアクセスは、2024年8月31日に確認した。以下同じ）

(6) 衆議院法務委員会「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2024年4月12日）https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu39FD89707D58A9F949258AFD00296576.htm

参議院法務委員会「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2024年5月16日）

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/r065_051601.pdf

(7) 面会交流ではなく、親子交流の語が用いられている。

言及が含まれている。

法は家庭に入らずという日本の社会的な伝統を背景として、家庭裁判所が離婚後に果たす役割は、他国に比べればかなり抑制的である。家庭裁判所と児童福祉行政に関して、本来ならば踏み込んだグランドデザインが必要な状況にあるが、そのための議論が尽くされたとも考えづらい⁽⁸⁾。

このような状況において、現場ではどのような実践がなされているのであろうか。離婚後のひとつの現場として、面会交流支援団体の活動がある。FPICの試行から30年を数えるが、面会交流支援団体の活動について、弁護士でさえかならずしも正しく理解しているわけではない。

日本の社会においては、かつては、離婚すれば子どもには会ってはならないという規範が強かった。棚瀬孝雄は、かねてより、日本の伝統的家族観における監護親の子どもへの独占的支配と、それに基づく面会交流への消極性を批判的に分析している⁽⁹⁾。棚瀬は、より開かれた家族関係の構築と、別居親との積極的な交流促進を主張し、子どもの利益を中心とした新たな親権概念の確立を提唱する。現在では、こうした様々な先駆的な理論家や実践者等の影響もあって、離婚後の面会交流が継続している割合は母子家庭で3割程度存在する⁽¹⁰⁾。(ただし、厚生労働省の統計が開始された2011年以降の10年では、民法766条の改正で面会交流が規定されたにも関わらず、あまり実施率は向上していないという事情はある。) 司法統計を見ると、1999年では2千に満たなかった面会交流調停は2023年には2万件を超える。

面会交流が3割程度の実施率で頭打ちになっている背景には、離婚後に両親がどのように関わるかに関する、社会的なイメージの不足が影響しているように思われる。現実には、少なくない離婚後の家庭で面会交流が実現できているが、どのような姿勢で、どのようなコミュニケーションをとりつつ実際に行っているかについての理解が十分に広がっておらず、社会的なサポートが十分に得られていない。家

(8) 筆者の家事調停を中心とする政策私案は下記を参照。入江秀晃「私論・家事調停改革の方向性」二宮編『離婚事件の合意解決と家事調停の機能 韓国、台湾、日本の比較を通じて』(日本加除出版・2018年) 309-332頁。

(9) 棚瀬孝雄「両親の離婚と子どもの最善の利益—面会交流紛争と日本の家裁実務(特集 両親の離婚・別居の際の面会交流の問題点と課題)」自由と正義60巻12号(2009年) 9-27頁。

(10) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭の面会交流実施率は、2011年(27.7%)、2016年(29.8%)、2021年(30.2%)となっており、大きな上昇ではない。

事調停実施後よりも、協議離婚を経た当事者の方が面会交流の実施継続率が高いという実情が、面会交流への政策の貧困を顕著に物語っている。

1.2 面会交流支援団体がADR団体を併設している意義

面会交流支援団体の利用者の葛藤性はかなり高い。⁽¹²⁾ 面会交流支援は、両当事者が実施に向けて完全に合意している場合に実行されるのが一般的である。しかし、それでも面会交流支援の実施に至っては困難が生じる。⁽¹⁴⁾ また、家庭裁判所の家事調停を経ていても、面会交流の頻度が漠然と決められているだけで、詳細が詰められていなかったり、当事者に意識付けするための親教育・親ガイダンスが十分に提供されていなかったりする。⁽¹⁵⁾ 加えて、面会交流支援団体にはそうした葛藤のある当事者間の調整に関して非弁の疑いをかけられるリスクも生じる。⁽¹⁶⁾

こうした状況への対処として、びじっとでは、ADR 機関を併設することとし、法務省から ADR 法の認証を取得した。

1.3 面会交流・面会交流支援とは何か

面会交流は、離婚や別居により親子が同居していない場合に、親と子が直接会って交流することを指す。一般的には、同居していない親が子と定期的に会ったり、連絡を取ったりする権利や機会を意味する。この交流は、子どもの福祉を最優先に考慮し、親子の関係を維持するための重要な手段とされる。直接会う以外の交流手段として、電話、手紙、電子メール、チャットツール、Zoomなどの会議システムを使ったものがある。

(11) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」の2021年データ（母子家庭の面会交流実施率）では、協議離婚後では34.2%、調停離婚や裁判離婚を含むその他離婚では26.7%に留まる。

(12) 後述 2.3（3）で詳述する2023年度の「びじっと利用者アンケート調査」によれば、インターネットを通じて自身で調べてきたものもいるが、弁護士からの紹介が最も多く、家庭裁判所調停委員からの紹介も多い。また、びじっとと古川玲子発言も参照。<https://rikon-terrace.com/child-contact-visit>

(13) 面会交流支援の前提として、双方の同意を前提とする実務が確立している。業務の流れについては、後述 2.2（1）を参照。

(14) 利用実態については、後述 2.3（3）を参照。

(15) 渡邊祥子弁護士がとりまとめた支援団体の調査を参照。渡邊祥子＝小田切紀子『面会交流支援団体調査報告』（特定非営利法人キッズふぁーすと・2021年）。

(16) 面会交流団体を認証する団体として活動を開始している一般社団法人面会交流支援全国協会（AccsJ）では、面会交流支援が非弁行為に陥らないようにするためのガイドラインを定めている。<https://accsjapan.com/wp-content/uploads/2023/02/guideline301.pdf>

面会交流の形態や頻度は、親子の状況、子どもの年齢、家庭の事情などに応じて個別に決定されるべきものである。法律上、面会交流は親の権利であると同時に、子どもにとっての権利でもあり、子どもの利益に反しない限り、裁判所では基本的に認められるべきものと考えられている⁽¹⁷⁾。しかし、かつてはそうではなかった。

面会交流支援は、親子が適切に面会交流を行えるよう支援するサービスや活動を指す。これは、離婚や別居などにより親子の関係が複雑化した場合や、親同士の対立がある場合に、面会交流が円滑に行われるよう専門家や第三者が介入し、調整やサポートを提供するものである。支援の内容には、面会交流の計画や調整、面会の立ち会い、交流の進行状況の確認、同居親・別居親・子どもへの心理的サポートなどが含まれる。これにより、親子が安全かつ適切な環境で交流できるよう配慮し、子どもの福祉が最大限に尊重されることを目的とする。面会交流支援には活動メニューのバリエーションも様々にある。たとえば、面会の立ち会いにおいて、特定の空間に複数の利用者を招き入れてそこで交流するようなタイプもあれば、利用者が任意に行き先を決め、支援者が後からついていくようなタイプもある⁽¹⁸⁾。

面会交流を通じて当事者がどのように変容するかについては、たとえば草野智洋による研究がある⁽¹⁹⁾。これによれば、母親・同居親として、元夫への嫌悪感から面会交流そのものへの忌避感情が強かったが、面会交流を積み重ねることで、子どもが喜んでいることを率直に認められるようになったり、自分の時間ができるとのメリットを見いだしたりするなどして、同居親自身として心理的な安定を得るような流れが存在することが明らかになっている。

1.4 面会交流への批判と無理解、あるべき方向性

面会交流に関して、DVがあるにも関わらずその存在を証明できずに面会交流が強制されるおそれがあるという批判がある。もっと言えば、面会交流は嫌がらせの口実に過ぎず、そもそも不要という認識がある⁽²⁰⁾。こうした批判は、子育ては母親が

(17) もっとも「面会交流原則実施論」へは根強い批判もある。次節1.4参照。

(18) このタイプの活動を行っている団体として、NPO法人ハッピーシェアリングや、株式会社ボヌール（ボヌールシップ）がある。

(19) 草野智洋「面会交流に対する意識の変化のプロセスとその要因——面会交流に前向きになった同居母親を対象としたインタビュー調査より——」離婚・再婚家族と子ども研究5巻（2023年）20-36頁。

(20) 面会交流原則実施論への批判の代表的論者としては、梶村太市がいる。梶村太市「親子の面

行い、父親は経済的負担を行うのみに徹するべきで、離婚後の関与を求めるべきでないという前提に立っているように見えるが、今般の共同親権反対をめぐる議論においても根強い。単に同居親の主張を絶対化させるやり方だけが現実的であるという考え方は公正さを欠いているように思えるが、古い核家族の家族観を前提として、面会交流が不要と考えている論者は専門家を含めて少なくない。家庭裁判所や児童福祉の改革が困難であるという現実認識に基づいているとも言えるが、離婚後の対応として、面会交流拒否の一般化のみを現実的とするのはニヒリズムであろう。

共同親権・共同養育賛成派からも面会交流支援の活動を批判する声もある。たとえば、弁護士の北村晴男は、面会交流支援団体の活動を「監視付き面会」と呼び、これは「裁判所の利権」⁽²¹⁾であるとして攻撃している。共同親権・共同養育の推進のために、専門的機関の介入が必要であると考えない立場も一定の支持を集めているのだらう。筆者から見れば、こうした観念的な攻撃が本来連帯すべきグループを分断させているように思える。共同親権・共同養育を社会的に広げていくためには、面会交流支援団体の活動は不可欠であるからだ。

筆者自身は、DVの危険性が高い悪質な別居親のケースにおいて、無理に面会交流を強制することは当然に望ましくないと考える。したがって当事者の言い分を受け止めるための丁寧なプロセス、アセスメントが不可欠であり、手続の効率化を過度に求めるのは望ましくない。虚偽のDV主張⁽²²⁾を同居親が行うようなケースが横行していると主張するものもいるが、丁寧なアセスメントプロセスによって、かなりの程度改善できるはずだ⁽²³⁾。先の草野智洋の研究にあるように、面会交流の実施は子どもにとってはもちろん同居親にとっても相当のメリットがある。さらに言えば、

会交流原則の実施論の課題と展望」判例時報2177号（2013年）3-12頁。

報道における面会交流批判には、母子の安全性を損なう論調が目立つ。たとえば、産経新聞の記事では、面会交流が、「寂しさを募らせた父親の復讐」の機会を与えているとしている。「離婚後の父が復讐鬼？ 子供との「面会交流」で殺害の悲劇が止まらない2017/5/23」<https://www.sankei.com/article/20170523-OGODUTQJRZLAFHVEJ2RXXRBWXUE/>

(21) 「シンポジウム 日本の家族制度を考える」2023年10月11日 <https://note.com/sakisiru/n/n6a8020675abd>

(22) 虚偽DVと言われるものには、当事者間での認識の相違によるものもあるが、別人のエピソードが「コピペ」される場合もあるとされる。

(23) 離婚カウンセラーあるいは弁護士等で虚偽主張や連れ去りなどの実行行使を指南するものに対してはサンクションを強化する方向の政策も必要であろう。

面会交流が実施されている場合に養育費の支払い率は顕著に高くなる。

したがって、悪質なケースは除き、一般的には面会交流を推進することは望ましいと筆者は考えている。高葛藤の当事者については、中立の第三者の強い関与の元に、子どもの利益を考慮した方向付けを行い、必要な関係や支援体制を構築すべきである。面会交流や共同養育ありきというより、個別的な支援体制の確立こそが必要だ。それには、民間の支援団体だけでは限界がある。司法や児童福祉行政を機能強化し、民間の支援団体と適正な連携を進めていくべきであろう。

2. びじっとの概要

2.1 びじっとの沿革

びじっとは、2007年に設立され、2014年に一般社団法人となった。2020年に法務省の認証を取得したADRくりあを設立し、ADR事業を開始する。2023年には一般社団法人面会交流支援全国協会（AccsJ：Association of Child Contact Support, Japan）の最初の認証団体となる。⁽²⁴⁾

面会交流支援事業は、FPICが草分けである。後に詳しく述べるようにFPICとびじっとはいくつかの点で対照的である。最も大きなポイントは、FPICが家庭裁判所調査官OBなど専門家を中心とする団体であるのに対して、びじっとは別居親や同居親などの当事者経験（当事者性）が起点になった団体である点である。当事者性を持つとはいえ、びじっとは、現場における面会交流支援に徹する活動を行い、たとえば面会交流の実施に同意していない当事者に対する説得活動は行わない。

びじっとは、FPICに学びつつ、FPICが行わない事業にも活動を拡げていった。⁽²⁶⁾ びじっとが持つ面会交流支援団体としての特徴はどのようなものであるか。

(24) 当該認証制度は、民間団体による自主認証である。2024年8月末の時点で7団体が認証を受けている。

(25) FPICについては、前注4参照。

(26) びじっととFPICの比較は、後述2.2（3）。

図表 1 びじっとの沿革

年	沿革
2007	びじっと・離婚と子ども問題支援センター設立
2013	棚瀬心理相談室（棚瀬一代）によるびじっと利用者向けメンタルケア ⁽²⁷⁾
2014	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センターと改定
2017	10周年に併せた組織改革（年会費徴収開始等）
2020	ADR くりあ設立・ADR 法認証取得 Zoom によるオンライン付き添い型面会交流支援開始
2021	ADR くりあ・ODR 対応変更申請 かながわ子ども・子育て支援大賞受賞 住友生命「未来を強くする子育てプロジェクト」スミセイ未来賞受賞
2022	X スペースでのコミュニティ
2023	（一社）面会交流支援全国協会（AccsJ）認証団体 神奈川県面会交流支援団体連合会（びじっと、ボヌールシップ）設立 埼玉県親子交流支援事業 業務受託開始 ⁽²⁸⁾ raeru 見守り型面会交流支援開始 赤い羽根福祉基金助成・小規模団体サポート事業開始

2. 2 びじっとの活動内容

（1）びじっと面会交流支援利用の流れ

びじっと面会交流支援利用の流れは図表 2 に示した。ADR くりあについて、詳しくは後述する⁽²⁹⁾。

利用の流れに示したように、利用のステップは細かく分かれ、手順を追って利用が進むようになっている。利用検討段階の問合せについては無料だが、利用検討においても相談は有料である。（20分3300円。延長すれば加算10分1650円。対面の場合はスタッフ交通費2000円別途。土日及び18時以降の加算1100円。）また、支援申込に際しては、同居親と別居親の意思が①びじっと利用合意、②支援型、③費用負担率、④交流時間、⑤交流頻度の観点で合致しているかを確認の上支援を開始する

(27) 活動は2014年の棚瀬一代の逝去により終了している。

(28) 面会交流アプリ raeru は、同居親と別居親のコミュニケーションを、定型文の活用に限定するなど、あえて制約を課すことで葛藤性が高まりづらくするなどの工夫がされているコミュニケーションツールである。raeru 利用者アンケートによれば、利用者の 8 割以上で養育費の受け取りと面会交流の継続が実現できている。境領太『面会交流アプリ raeru 離婚の現状調査レポート』（2024年）。

(29) 後述。3. 2 参照。

(30)

図表 2 びじっと面会交流支援利用の流れ

ステップ	項目	内容
利用検討	問合せ	支援内容や進め方についての問合せに答える（無料）
	相談	個別の状況を踏まえたアドバイス等の相談
	ADRくりあ	合意形成支援を希望する利用者向けの調停
支援申込	受理面談	同居親と別居親それぞれと実施。 （以下の 5 項目の合意状況を確認 ①びじっと利用合意 ②支援型 ③費用負担率 ④交流時間 ⑤交流頻度）
試行的親子 交流申込		双方から申込書を受理し、条件一致が確認できた時点から支援を開始。初回交流は通常、支援開始から 2 ～ 4 週間後。
試行的親子 交流		初回親子交流時にはオリエンテーションを実施。
本契約		試行的交流を 3 回実施または初回交流から半年経過で本契約へ移行。

点を徹底している。さらに、試行的交流と本契約の二段階を置くことで、支援がスムーズに行えるかどうかを、びじっとと利用者が互いに確かめつつステップを進んでいくように手続が設計されている。

（２） びじっとの面会交流支援メニュー

支援申込時に、支援型の一致が要件となっているが、この支援型の具体的なメニューは、図表 3 に示した。連絡調整型、受渡し型、付き添い型は一般的な支援である。オンライン付き添い型は、新型コロナウイルスの流行を受けて2020年の 4 月より開始された。

（３） FPICとびじっとの支援メニューの比較

図表 4 に FPICとびじっとの支援メニューの比較を行った。当事者意思を丁寧に確認し、合致した場合のみ支援サービスを提供する点は、びじっとと FPICは共通であり、支援メニューとして試行段階の短期的なもの、連絡調整型、受渡し型、付き添い型の各種が用意されている点も共通である。しかし、対象年齢、支援頻度、支援型の選択、支援期間の考え方において、びじっとがより自由度が高い。特に、FPICではまず一律に付き添い型を経由しなければならないが、びじっとでは連絡

(30) びじっとWebサイトより。一部 改変している。

図表 3 びじっとの面会交流支援メニュー

連絡調整型	同居親と別居親の間にびじっとスタッフが入り、同居親と別居親が直接やりとりすることなく連絡調整を行う。具体的には、同居親とスタッフのLINEグループと、別居親とスタッフのLINEグループの二つを作り、スタッフが連絡を取り持つ形でやりとりする。
受渡し型	連絡調整型と同様に事前調整を行い、面会交流の当日にスタッフが子どもを受け渡す役割を担当する。同居親と別居親が顔を合わせることなく面会交流を実現できる。
付き添い型	連絡調整型と同様に事前調整を行い、面会交流当日には面会交流現場にスタッフが付き添う形で実現する。ニーズによっては、遊びに誘導するといった活動を行う場合もある。
オンライン付き添い型	Zoomを用いた面会交流支援を行う。連絡調整型と同様に事前調整を行う。
raeru見守り型	面会交流支援アプリraeruを用いた面会交流支援を行う。やりとりをスタッフが見守り、依頼によってはスタッフが介入する。
傾聴支援	不安や心配、困りごとなどをスタッフが聴き、一緒に考える支援を行う。付き添い型支援の場合は、付き添いスタッフ 1 名による同居親傾聴支援は無料。他は有料。

図表 4 FPICとびじっとの支援メニューの比較

	びじっと	⁽³¹⁾ FPIC
対象年齢	制限なし。	小学 6 年生までを上限とする。
支援頻度	制限なし。	月 1 回を限度とする。
支援型の選択	合意があれば支援型を選択できる。	付き添い型、受渡し型、連絡調整型の段階を進む（支援型の選択はできない。）
試行的交流・短期交流	試行的交流を前置。原則 3 回。	短期交流は 2 回まで。本申込の要件にはなっていない。
支援期間	制限なし。	3 年を目途（FPIC東京）。原則 1 年（FPIC大阪）。
オンライン付き添い型	あり。	なし。

調整型や受渡し型からスタートできる。この点はびじっと利用者から支持されている。付き添い型は、別居親から見れば監視付きの面会であり、同居親から連絡調整型や受渡し型が許容されているにも関わらず面会交流支援団体から付き添い型を必要とされるいわれはないという感情が反映されているように思われる。

(31) FPIC東京及び大阪についてパンフレットを元に筆者作成。https://fpic-fpic.jp/doc/menkai_kouryu8.pdf <https://fpic-osaka.org/document/menkousien.pdf>

(4) びじっとの組織体制

びじっとでは、現在図表5のような組織体制になっている。支援スタッフは130名程度登録されているが実働は50人弱程度でありここが最も大きい⁽³²⁾。企画部では助成金への応募等の活動、法務部では登記や定款の関係の業務も行っている。

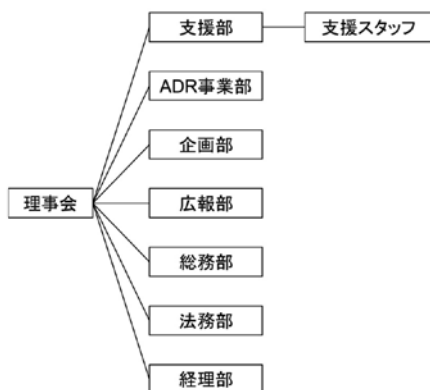
びじっとの代表理事は、日蓮宗の僧侶である古市理奈である。理事としては、阿部マリ、榎本純子を加えた3名で運営している。総務部長の古川玲子は、2019年から参加しているが、大手企業の役員の経歴を持つ。他2名を加えた6名のマネジメントチームは、すべて女性であり、かつ、それぞれびじっととは別の生業を持つメンバーが組織運営を担っている。

2.3 びじっとの活動実績

(1) 利用実績

びじっとの利用実績は図表6に示した。2023年度には付き添い型についてコロナ禍以前の水準に戻っている。連絡調整型は顕著に増加している。付き添い型も最高

図表5 びじっとの組織体制



(32) 筆者による古川玲子へのインタビューによる。

(33) 面会交流支援は、男性別居親にとって意義のあるサービスだが、びじっとの運営チームは全員女性で、支援員も女性が多いという現状がある。支援スタッフの男女比は2～3割対7～8割程度である。

を更新している。

図表 6 ⁽³⁴⁾ びじっとの利用実績

	2018a	2019a	2019b	2020b	2021b	2022b	2023a
受理面談	131	90	89	104	84	72	81
連絡調整型	87	143	129	150	276	329	369
受渡し型	261	209	151	100	168	136	190
付き添い型	269	263	197	112	257	222	273
オンライン付 ⁽³⁵⁾ き添い型	-	-	27	108	79	56	65
傾聴	-	-	-	-	-	-	4

2018a：2018年 4 月～2019年 3 月

2019a：2019年 4 月～2020年 3 月

2019b：2019年 9 月～2020年 8 月

2020b：2020年 9 月～2021年 8 月

2021b：2021年 9 月～2022年 8 月

2022b：2022年 9 月～2023年 8 月

2023a：2023年 4 月～2024年 3 月

（２）コロナ禍におけるびじっとの活動

コロナにより、2020年 3 月～5 月については、付き添い型と受渡し型を完全にストップした。2020年 4 月にはオンライン付き添い型のサービスを開始しており、その機動力が理解できる。

（３）利用者評価

（い）利用者の声、利用者アンケート調査

びじっとでは以前から利用者の声を多く Web サイトに掲載している。2022年、2023年には利用者アンケート調査も実施し公開している。

（あ）2023 年度調査

びじっとは2023年 4 月30日から 5 月14日にかけて、Webによる無記名アンケートを実施した。326名の支援利用者のうち72名（同居親32名、別居親40名）から回答を得た。

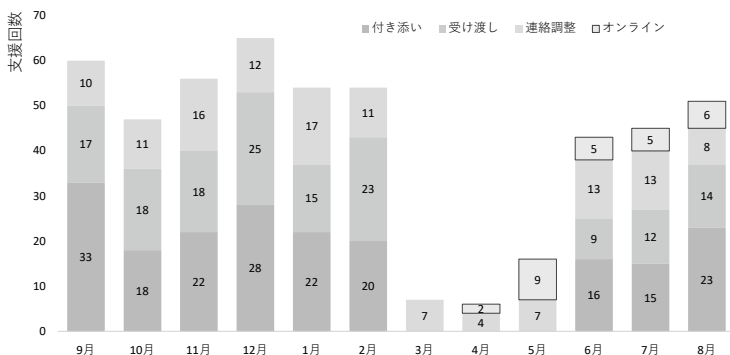
(34) びじっとと事業報告書より筆者作成。事業年度開始月の変更により、統計上重複が生まれている点に留意が必要である。

(35) オンライン付き添い型の活動はコロナ禍よりも前にも行われたことがあったが、統計はとられていない。

図表7 コロナ禍におけるびじっとの活動

面会交流支援回数実績

(2019年9月～2020年8月)



主な調査結果は図表8の通りである。

特に注目すべきなのは、やはりおよそ9割の利用者が養育費の支払い・受け取りを行っている点であろう。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」では、継続的に養育費を受け取っている割合が3割程度である点と比較すれば、その重要性が理解できる。⁽³⁶⁾

また、利用前の不安の多くが現実的に解消され、多くの利用者はサービスに満足していることも分かる。特に同居親の97%が満足している。別居親の回答者は支援利用前が18%いることを差し引いても、同居親の満足度よりは相対的には低い。しかし、別居親も大半は基本的にはサービスに満足している。丁寧に親身になって対応してもらうことが出来、楽になった、面会交流が実現・継続できているという満足感は大い。また、当事者間で直接やりとりすれば泥沼化しかねないところを適度な距離を取ったビジネスライクなやりとりが実現できて安心できるようになったという声（特に同居親）もある。

不満としては、費用の高さについて、同居親と別居親いずれからも出ている。費

(36) 脚注10参照。

図表 8 びじっと2023年度利用者アンケート調査⁽³⁷⁾

面会交流の認識と情報源	- 同居親の方が早期に認識 - 主な情報源は弁護士、インターネット、家庭裁判所
面会交流の提案と支援団体利用	- 提案：別居親が多いが、同居親も相当数 - 支援団体利用：同居親の方が積極的
支援利用前後の不安	- 利用前：両親とも多くの不安（相手が約束を守るか等） - 利用後：不安が大幅に軽減 - 継続する不安：支援卒業の時期
面会の状況	- 支援期間：3 年以上も多い（4 割を超える） - 対象児童：小学生と幼児が中心 - 面会時間：3 時間以内が 6 割 - 頻度：月 1 回が多い
子どもへの影響	- 良い変化：親子関係の改善など - 心配な変化：面会前後の不安定さなど
支援の評価	- 良かった：同居親97%、別居親65%⁽³⁸⁾ - 良かった点：面会実現、精神的負荷軽減 - 不満点：支援料金の高さ、担当者対応の不均一さ
養育費の受け取り・支払い	- 同居親の88%が受け取っている。 - 別居親の90%が支払っている。
支援の変更希望	- 別居親：より軽度の支援への移行希望 - 面会時間・頻度：同居親と別居親で意見が分かれる
支援卒業・ステップアップ	- 主な検討要素：子どもの年齢と要望
改善への要望	- スタッフの対応・連携強化 - 料金の引き下げ - 精神疾患への理解促進 - ステップアップ提案の実施
回答者の属性	- 母同居42%、母別居 4 %、父同居 3 %、父別居51% - 年齢：30代後半～40代中心 - 居住地：関東が多い - 学歴：大卒以上が多い - 職業：会社員が主 - 年収：同居親の方が低い傾向
結論	- 面会交流支援は親子関係維持に重要 - 課題：支援料金、支援卒業 - びじっとの方針：認知促進と質の向上

(37) 一般社団法人びじっと利用者アンケート調査結果（2023） <https://npo-visit.net/surveyanalysis2023>

(38) 良いことがあった65%、支援開始前18%、特になかった17%。

用負担について同居親の言いなりにならざるを得ないという別居親の不満の声もある。また、支援団体のサービスを使った面会交流実施そのものについて納得しておらず、裁判所で決められたから仕方なく使っているという利用者が同居親と別居親ともにいる。同居親は、そもそも別居親に会わせること自身が嫌であるという感情を持つものがある。別居親の不満としては、費用以外の問題として、担当者による対応の差が大きい点が挙げられている。相性の問題もあるであろうが、スキルの問題も含まれているように思われる。

(ii) コロナ禍におけるオンライン付き添い型面会交流支援サービス利用者の声
 びじっとでは、コロナ禍において付き添い型及び受渡し型を中断している期間に、オンライン付き添い型面会交流支援の本格実施を行った。それ以前よりスカイプを用いたオンラインの取り組みがあったが、2020年4月からZoomを用いた本格的サービスを開始している。その実践を踏まえて、2020年6月に行ったアンケート調査データを公開している。同居親からは「交通機関や面会交流中の感染が心配」、別居親からは「このままずっと会えなくなるのではないか」という不安の声が多く聞かれたとしている。こうした結果を受けて、びじっとでは2020年6月より通常の付き添い型や受渡し型を再開している。

図表9 オンライン付き添い型面会交流支援への利用者のコメント⁽³⁹⁾

		コメント
同居親	肯定的	感染リスクなしに交流できる。 スケジュール調整の負担が軽い。 対面の心理的ストレスが減る。
	否定的	オンラインは自宅・生活の場が映り込むので抵抗がある。 子どもによってはオンラインでコミュニケーションを続けるのは難しい。
別居親	肯定的	感染リスクなしに交流できる。 絵を描いたり工作をしたり新しい試みができた。
	否定的	オンラインのみが定着して欲しくない。 子どもによってはオンラインでコミュニケーションを続けるのは難しい。

(39) 「新型コロナが面会交流に及ぼす影響 利用者コメント」を元に筆者が整理し作成した。元データは下記参照。 <https://npv-visit.net/surveycomment>

3. 日本におけるADRの現在とADRくりあ

3.1 日本におけるADR

（1）ADR法

本稿においては、日本における ADR の現状分析については詳細に立ち入らない⁽⁴⁰⁾が、面会交流支援との関係で若干の整理をしておきたい。

ADR法は司法制度改革を受けて2004年に成立し、2007年に施行された。ADR法は、法務省による機関認証が行われ、認証機関としての効果が得られる仕組みである。認証の要件は、多岐におよんでいるが、まず、利用者に対して手続構造を明快な形で説明し、利用者が納得して手続を利用できるように準備されていることが必要である。また最も重要な認証要件としては、ADR法6条5項の「手続実施者が弁護士でない場合において、……弁護士の助言を受けることができるようにするための措置」が取られていることがある。かなり議論が行われた箇所であるが、弁護士と弁護士でない手続実施者が必ず同席して手続を進めなければならないというわけではなく、待機して問合せに対応できる方法、手続実施者が手続を一旦中断して問合せを行った上で手続を再開する方法も認められている⁽⁴¹⁾。ADR法の効果としては、弁護士でない手続実施者が報酬を得て民間で手続を行ったとしても非弁にあたらないという点が最も重要である。他には、調停前置の例外とすることができるため、たとえば家事調停を省略して審判を求めることや、訴訟に進むことも可能になる。

2023年のADR法改正（2024年4月施行）を受けて、民間のADR法認証機関における和解のうち、一定の要件を満たした特定和解と呼ばれるものについては、執行力が認められることとなった。仲裁手続と同様、裁判所による執行決定手続は必要なもの、拒否事由がなければ強制執行に進むことが出来る。

(40) ADRに関して、概論としてコンパクトに示した論考としては、たとえば拙稿を参照。入江秀晃「裁判外紛争解決」佐藤＝阿部編『スタンダード法社会学』（北大路書房・2022年）62-71頁。また、一般的なテキストとしては、下記が代表的である。山本和彦＝山田文『ADR仲裁法〔第2版〕』（日本評論社・2015年）。

(41) 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」 <https://www.adr.go.jp/wp/wp-content/uploads/adr01-08.pdf>

（２）日本における民間型ADR機関

ADR 機関としては、①法律専門職団体（弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会など）、②業界団体（全国銀行協会、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）、家電製品PLセンターなど）が代表的存在である。③独立系団体は、いわばその他の存在である。典型的には、日本商事仲裁協会、日本スポーツ仲裁機構などが該当する。また、FPIC も独立系の団体に含めることは可能だろう。さらに最近は、個人や有志の小グループが立ち上げるスタートアップ型ADRの存在感が増してきた。たとえば、ODR 専門としてサービスを開始したミドルマン株式会社、株式会社ユアサポ、株式会社AtoJ などスタートアップ企業的な色彩の濃いプレイヤーがこのカテゴリーで登場している。びじっと・ADR くりあは、こうした団体に近い形で理解すべきと思われる。他には、一般社団法人日本不動産仲裁機構も独立系である。

特にびじっと・ADR くりあを含めて、家事分野におけるスタートアップ型ADRの設立が目立つ。一般社団法人りむすび（以下、りむすび）、NPO 法人ハッピーシェアリング⁽⁴²⁾、一般社団法人オンネリは面会交流支援団体とADRの併設の団体である。家事分野のADRでは特に、家庭裁判所調査官OBである小泉道子による一般社団法人家族のためのADR推進協会（家族のためのADRセンター、離婚テラス）の活動が目立つ。これは、個人が立ち上げたADRであり、離婚等の家事問題に特化したものながら2019年以降の申立て件数が100件超から100件程度を継続している。

（３）企業的な民間型ADR機関増加の背景

従来は、日本では安価な民事調停、家事調停、しばしば無料の行政型ADRなどが準備されている日本では、利用者の手数料だけでADR機関を運営することは困難であるとされ、法律専門職団体や業界団体などのような公益性を持つ団体がプロボノ的に展開することが一般的であった。

昨今、企業的な民間型ADR機関が登場している背景にはいくつかの複合要因が

(42) 築城由佳は、びじっとの元ユーザーであったが、大阪に移住して自ら団体（NPO法人ハッピーシェアリング）を立ち上げている。利用者としては当初面会交流への強い否定感情を持っていたが、考え方が変化し、元夫との関係や子どもの状態も良い方向に変化したと述べる。https://npo-visit.net/cheering2

あるように思われる。

まず、家事調停や民事調停など司法調停に対する不満が広がっている。情報化社会の進展で、手続の実態に関する情報入手が比較的容易になってきた。裁判所において、必ずしも充実した手続が行われていないことが知られつつある。たとえば、期日間隔が空きがちで、問題解決までに時間がかかる。調停人の質が担保されていないため、代理人をつけないと心配で、結局むしろお金がかかってしまう。期日も平日昼間などに限定されており、ユーザーフレンドリーではない。さらに、日常生活で一般化しているメール、チャット、Zoomなどの会議システムの活用について、裁判所の遅れがある。必ずしも必要がない場面で、来所や郵便手続を求めたりするサービスが市民感覚に合わなくなってきている。

もうひとつは、司法制度改革の結果弁護士数が増加したため、ADR 機関の助言弁護士を見つけやすくなった点であろう。弁護士のタイプも多様化し、ADR 法の立法が議論された20年前頃に比べれば、ADR 機関側にとっては参画依頼に関して声をかけやすくなっている状況があると考えられる。

3.2 ADR くりあ

（1）ADR くりあの手続上の特徴

ADR くりあの手続上の特徴は図表10ようになる。最も特徴的な事項は、面会交流支援現場と ADR の情報共有であろう。両当事者の了解を前提としているが、まず、支援実態の事情を ADR の調停人に伝達することができる（事前）。また、期中に中間合意に基づいて、面会交流支援現場に暫定的な約束を伝達することも出来る（期中）。さらに、ADR で結論が出た結果を、支援現場に伝達することも可能である（事後）。たとえば、ADR の結論を、当事者から面会交流支援者に伝える状況では、どこまでが ADR の結論でどこまでがその当事者の希望なのかの判断がつかづらいう等、伝達をめぐって紛争が生じうる。調停人からの引継ぎならば、フラットな情報が伝わりやすくなる。

(43) 元家庭裁判所調査官の小泉道子は、質の良くない調停委員の進行の仕方として、伝書鳩型（単に伝えることを繰り返すだけ）、主観説得型（調停委員本人の主観や好みで結論を押しつける）、誤情報型（間違った知識を当事者に伝える）の進行を挙げる。小泉道子「離婚問題を ADR で協議する意義」小泉編『ADR を利用した離婚協議の実務』（民事法研究会・2024年）112-194（159）頁。

図表10 ADRくりあの手続上の特徴

- ・面会交流支援者と弁護士との共同調停として手続を行うことが前提とされている。
- ・面会交流支援現場とADRの話し合いの連携に関して、事前、期中、事後の3つの局面で方法が整備されている。(当事者の了解を取った上で、情報共有を行う流れが整備されている。)
- ・主としてZoomでの手続が前提とされている。(調停室での面談調停も可能)
- ・Webフォームでの申込みやメールでの問合せが可能である。
- ・平日夜間、土日祝日での調停期日を持つことが出来る。(8:00-20:00)
- ・任意の相談手続が前置されている。(有料)
- ・びじっとの面会交流支援サービスを使わない場合にもADRのみ利用できる。

(2) ADRくりあの実績

ADRくりあの利用実績は、図表11に示した。

2020年～2023年で申立て20件のうち応諾11件、和解成立は3件となっている。ただし一方の離脱5件のうち実質的な解決がもたらされたものもある。

申立内容は、面会交流の内容の変更や面会交流が実施されていない場合に実施を求める内容となっている。

図表11 ADRくりあの実績

	申立て	応諾	不応諾	和解成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	未済
2020 (4/1 - 8/31)	1	0	0	0	0	0	0	0
2020 (9/1 - 2021/8/31)	4	0	3	0	0	0	0	2
2021 (9/1 - 8/31)	6	5	2	1	2	0	2	1
2022 (9/1 - 6/19)	5	2	2	1	0	0	1	2
2023 (6/20 - 2024/3/31)	4	4	2	1	0	0	3	0

4. びじっととADRくりあの今後

4.1 びじっとグループ構想

びじっとは面会交流支援団体の社会的定着に向けて、団体間の連携について積極的な行動を取ってきた。たとえば、神奈川県面会交流支援団体連合会の設立はひとつの活動例である。また、AccsJについても団体として第1号の認証を受けているが、研修講師を担当したり、事務方の役割を積極的に担当したりして協力している。

2024年から始まった取り組みとしては、小規模団体サポート事業がある。特に、地方においては面会交流支援団体の空白地帯が多いが、団体の立ち上げ支援として様々なテンプレートや規則などを提供したり、バックヤードの機能をアウトソーシングしたりできるように、有償で機能を提供する構想である。ADRくりあの手続も活用し、当該団体の面会交流支援現場との連携を図れるように考えられている。

地方展開に関しては面会交流支援団体として、フランチャイズに類似した形態で⁽⁴⁴⁾りむすびがすでに支部展開を開始している。びじっとの支援実績を生かしたグループ事業の今後の展開が期待される。

4.2 団体としての成熟に向けて

びじっとでは、10周年を迎えた2017年をひとつの契機として、組織体制の見直しに着手し、役割の分担や規定類、公表文書など見直しを行っている。たとえば、2017年度以降は、これまでの決算報告書に加えて、事業報告書が作成されることとなった。

利用者からの声に、「団体として成長途中だと感じる事もありますが、利用している私達も一緒に成長するつもりで今は関わっています⁽⁴⁵⁾」というものがある。利用者に育てられつつここまでの団体の発展と継続があったと思われる。

利用者アンケート調査に見られるように、支援スタッフのスキルの底上げやモチベーション維持などでは改善の余地もあると思われるが、適切な取り組みによって、さらなる飛躍と発展が予想される。

(44) りむすびでは、「共同養育コンサルタント」の養成を行い、支部展開を開始している。

(45) 一般社団法人びじっと「利用者からの声」<https://npv-visit.net/voice>

おわりに

新たな民法規定は、離婚後の親子関係に関する社会的規範の転換を示唆するものと解釈される。この法改正により、離婚後も子どもが同居親だけでなく別居親とも関係を継続することを基本とする新たな家族観への移行が示されたと考えられる。

しかしながら、この新たな規範の実践には、子どもおよび同居親の安全を担保する制度の確立、子育ての社会的分担を促進する仕組みの構築、さらには多様な成人が子育てに参画できる環境の整備が必要不可欠である。これらの変革を実現するためには、離婚後の家族の実態に関するより精緻な理解が不可欠である。特に、政策立案者、行政職員、法曹関係者、教育関係者等における面会交流の意義の理解促進が喫緊の課題であると考えられる。

本稿で取り上げたびじっとおよびADRくりあの活動は、この文脈において注目に値する。特に、びじっとの活動は、利用者を仲間として捉え、ピアサポートの精神を体現する姿勢、段階的かつ継続的な支援の蓄積、そして同居親、別居親、子どもの三者に便益をもたらす仕組みの構築という特徴を有している。

これらの実践から得られた知見を社会全体で活用し、さらなる改善を図ることが望ましい。このような取り組みを通じて、離婚後の子育てに関する社会的支援の充実と、より柔軟な家族観に基づく制度の構築が期待される。これらの努力により、子どもの最善の利益を中心に据えた、より包括的かつ持続可能な家族支援システムの発展が可能となるであろう。